

南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱

平成30年12月25日

告示第220号

改正 令和4年6月23日告示第147号

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(修業年限2年以上の専門課程に限る。以下同じ。)をいう。

(2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金(以下「日本学生支援機構奨学金」という。)並びにその他市長が認める奨学金をいう。

(3) 市内事業所等 日本標準産業分類の大分類「医療・福祉」、「農業・林業」、「漁業」、「製造業」、「情報通信業のうち情報サービス業、インターネット附随サービス業」若しくは市長が認める産業を主たる業とする企業又は自ら事業を営む者で、かつ、本市に所在する本社、支社、支店、工場、事業所をいう。ただし、次の事業を営む事業所等を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業

イ アに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(4) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

(5) 正規職員 次に該当する者をいう。ただし、公務員は除く。

ア その雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者

(ア) 期間の定めのない労働契約を締結していること。

(イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

(ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

イ 自ら事業を営む者(家業の後継者を含む。)

(補助金の交付対象者)

第3条 この告示の補助金の交付対象者は、奨学金の貸与を受け償還予定又は償還中である既卒者であって、この告示の施行日以後に、市内事業所等に就業し、かつ、市内に定住する者とする。

(補助金の種類及び交付要件)

第4条 補助金の種類は、奨学金返還支援補助金及び就職奨励金とする。

2 奨学金返還支援補助金は、第8条の規定により交付決定を受けた者が、一の年度においてすべての月に渡り、市内事業所等の正規職員又は所定労働時間が正規職員に準じる職員(以下「正規職員等」という。)として就業し、かつ、市内に定住したことを要件として交付する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 就職奨励金は、医療福祉産業を主たる業とする市内事業所等へ、保育士、看護師、介護福祉士又は社会福祉士として就職し、かつ6か月定住したことを要件として交付する。

(補助金の額)

第5条 奨学金返還支援補助金は、交付対象者が前年度に返還した奨学金相当額(第8条の交付決定を受けた日の属する月以降に返還した奨学金に限る。)とし、年間18万円を上限とする。ただし、交付限度額については、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金の私立大学・自宅外の進学形態の貸与総額を限度額とする。

2 就職奨励金は、40万円とする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 奨学金返還支援補助金の交付対象期間は、市内に就職し、かつ定住する条件を満たした日の属する月から前条第1項ただし書に規定する限度額に達するまでの期間とする。

2 前項の場合において、市内事業者等の都合による、転勤及び出向並びに事業所の倒産があったときの交付対象期間は、第4条第2項の交付要件を満たす期間とする。

3 就職奨励金は、第4条第3項の要件を満たした年度一回限りの交付とする。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、奨学資金返還支援事業交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 応募理由書(様式第2号)

(2) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書(様式第3号)

(3) 奨学金貸与証明書又は奨学金償還証明書の写し

(4) 卒業証明書(既卒者に限る。)

(5) 在職証明書(勤務地、職種が確認できるもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金交付の可否を決定し、奨学金返還支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付与するものとする。

(決定内容の変更等)

第9条 交付対象者は、決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに、奨学金返還支

援事業補助金交付決定変更（廃止）申請書（様式第5号）により、その変更について市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、これを適当と認めるときは、奨学金返還支援事業補助金変更（廃止）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定を受けた交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 就職奨励金交付後6か月以内に第4条第3項の交付要件を満たさなくなったとき。
- (3) 奨学金の返還が全額免除された場合
- (4) 奨学金の貸与を取り消された又は辞退した場合
- (5) 交付決定を辞退する場合
- (6) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、6か月を超えて市内事業所等に正規職員等として就職しなかった場合
- (7) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第12条に規定する排除措置対象者に該当した場合
- (8) 最初に就職した日から起算して、離職期間が通算で12か月を超えた場合
- (9) 正当な理由なく、第13条に規定する報告又は調査に応じない場合
- (10) 奨学金の返還を延滞した場合
- (11) 市町村民税を滞納した場合
- (12) 市長が特に認める場合を除き、重複して他から奨学金返還の助成を受けた場合
- (13) 規則又はこの告示に違反する行為があった場合

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付対象者へ通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（期間の算定方法）

第11条 就業期間の算定に当たっては、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たない端数を生じたときは、これを合計し、その合計日数が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上45日未満のときは、1月として計算し、45日以上の場合は2月として計算する

- 2 離職期間は、初回就業月の初日から離職月数を計算しようとする月の末日までの月数から、就業月数を控除した月数とする。

（補助金の実績報告及び請求）

第12条 交付対象者は、奨学金返還支援補助金については第4条第2項の要件を満たした年度の翌年度から毎年度10月31日までに、就職奨励金については第4条第3項の要件を満たした年度の3月31日までに、奨学金返還支援事業補助金実績報告書兼請求書（様

式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出にあたっては、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - (1) 大学等卒業証明書又は修了証明書の写し(初回請求時に限る。)
 - (2) 在職証明書(勤務地、職種が確認できるもの)
 - (3) 奨学金の償還明細書(初回請求時に限る。)
 - (4) 奨学金返還証明書
 - (5) 住民票謄本の写し
 - (6) 就職先の企業の概要を確認できる資料(初回請求時及び変更の場合に限る。)
 - (7) 市町村民税の納税証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
(状況報告・調査への協力)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、奨学金返還支援事業交付対象者状況報告書(様式第9号)により状況の報告を求め又は奨学金の返還状況等に関する調査をすることができる。

- 2 交付対象者は、前項の状況の報告及び調査に協力しなければならない。
(関係書類の整備等)

第14条 交付対象者は、補助金の交付対象となった奨学金の返還に係る書類等を整備し、市長の要求があったときはいつでも閲覧又は写しを供せるよう、補助金の交付が終了した日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

- 2 交付対象者は、報告等を求められた場合には、速やかにその求めに応じなければならない。
(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年1月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金の交付については、第9条から第15条までの規定は、同日以後もなお効力を有する。

附 則(令和4年6月23日告示第147号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付

申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

奨学金返還支援事業補助金交付申請書

年 月 日

南相馬市長

私は、南相馬市内事業所に継続して就業し、かつ、市内定住することを予定しておりますので、南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所（実際の住所）	〒		
	ふりがな 氏名	Ⓜ		
	生年月日	年 月 日生	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	電話番号	自宅	携帯	
	E-mailアドレス			
親権者 （父母等）	住所	〒		
	ふりがな 氏名・続柄	（続柄： ）		
	電話番号			
奨学金①	名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構奨学金（ <input type="checkbox"/> 第一種・ <input type="checkbox"/> 第二種）/ <input type="checkbox"/> その他（名称： ）		
	貸与期間	年 月分から 年 月分まで（ か月）		
	貸与額	円 / 月（貸与総額 円（未貸与分含む））		
返還状況 ※既卒者のみ	返還期間	年 月から 年 月まで（ か月）		
	返還年額	円		
就職 （予定） 産業 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> 医療・福祉（ <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信業のうち情報サービス業 <input type="checkbox"/> 情報通信業のうちインターネット附随サービス業			
就職先	事業所名			就職予定日
	所在地 〒			年 月 日
修学状況	学校名 （学部・学科・専攻等）	※修学先、学部、学科、専攻、課程等についてすべて記載してください		
	所在地	〒		
	入学年月 在籍学年 卒業・修了（予定）年月	年 月入学 / （ ）学年 年 月卒業・修了（予定）		
	卒業高校・中学校 ・小学校（所在県）	高等学校卒業（ ） 中学校卒業（ ） 小学校卒業（ ）		

様式第2号（第7条関係）

応募理由書

氏名 _____

※各項目400字以内で、この1枚に収まるよう記載。

1. 応募理由（応募に至った理由、南相馬市への思いなどについて記載）	
2. 修学内容（学んでいる分野・内容、その結果得られる知識、技能、資格などについて記載）	
3. 就業したい（した）産業分野及びその理由（産業や職種、やりたい仕事、目標や夢などについて記載）	
4. 自己PR（人物、成績など）	
5. 健康状態	<input type="checkbox"/> 頑健 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや病弱 <input type="checkbox"/> 病弱
6. 資格等 （卒業時取得見込含む） ※取得（見込）年月記載	持病等（ _____ ）

様式第3号（第7条関係）

奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書

年 月 日

南相馬市長 様

住所
氏名

印

南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金の申請にあたり、南相馬市に提出した私の個人情報が、奨学金の受給・返還状況や学力を確認するために利用されること、南相馬市内企業の就職情報等の提供及び就業状況の確認等に使用されることに同意します。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（申請者住所）

（申請者氏名）

様

南相馬市長



奨学金返還支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった人材確保のための奨学金返還支援事業補助金について、南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 交付 不交付

- 2 交付決定額
 - （1）奨学金返還支援補助金

 - （2）就職奨励金

- 3 交付要件

- 4 不交付の場合の理由

様式第5号（第9条関係）

奨学金返還支援事業補助金交付決定変更（廃止）申請書

年 月 日

南相馬市長 様

住所
氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金について、変更（廃止）したいので、南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

1. 基本情報（変更のあるところのみ記載してください。）

交付 対象者	住所	〒		
	ふりがな 氏名			
	電話番号	自宅		携帯
	E-mailアドレス			
	親権者連絡先（住所・ 関係・氏名・電話番号）			
修学先	学校名 （学部・学科・専攻等）	※修学先、学部、学科、専攻、課程等についてすべて記載してください		
	所在地	〒		
	入学年月 在籍学年 卒業・修了予定年月	年 月入学 / () 学年 年 月卒業・修了（予定）		
奨学金 （変更前）	名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構奨学金（ <input type="checkbox"/> 第一種・ <input type="checkbox"/> 第二種） <input type="checkbox"/> その他（名称： ）		
	貸与期間	年 月分から 年 月分まで（ か月）		
	貸与額	円 / 月（貸与総額 円）		
奨学金 （変更後）	名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構奨学金（ <input type="checkbox"/> 第一種・ <input type="checkbox"/> 第二種） <input type="checkbox"/> その他（名称： ）		
	貸与期間	年 月分から 年 月分まで（ か月）		
	貸与額	円 / 月（貸与総額 円）		

2. 変更（廃止）する理由（具体的に記載してください。）

【添付書類】 変更の内容が確認できる書類

様式第6号（第9条関係）

（申請者氏名） 様 年 月 日

南相馬市長 印

奨学金返還支援事業補助金変更（廃止）決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金については、次のとおり承認することに決定したので通知します。

1. 基本情報

交付 対象者	住所	〒		
	ふりがな 氏名			
	電話番号	自宅		携帯
	E-mailアドレス			
	親権者連絡先（住所・ 関係・氏名・電話番号）			
修学先	学校名 （学部・学科・専攻等）	※修学先、学部、学科、専攻、課程等についてすべて記載してください		
	所在地	〒		
	入学年月 在籍学年 卒業・修了予定年月	年 月入学 / () 学年 年 月卒業・修了（予定）		
奨学金 （変更前）	名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構奨学金（ <input type="checkbox"/> 第一種・ <input type="checkbox"/> 第二種） <input type="checkbox"/> その他（名称： ）		
	貸与期間	年 月分から 年 月分まで（ か月）		
	貸与額	円 / 月（貸与総額 円）		
奨学金 （変更後）	名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構奨学金（ <input type="checkbox"/> 第一種・ <input type="checkbox"/> 第二種） <input type="checkbox"/> その他（名称： ）		
	貸与期間	年 月分から 年 月分まで（ か月）		
	貸与額	円 / 月（貸与総額 円）		

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（申請者住所）

（申請者氏名）

様

南相馬市長



奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した 年度南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金について、南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消金額 円
- 2 取消理由

様式第8号(第12条関係)

奨学金返還支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

南相馬市長

南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、交付要件を満たしたので次のとおり報告(請求)します。

なお、この申請書に記載の事項はすべて事実と相違ないことを誓約します。

申請者	ふりがな 氏名	㊟		
	住所	〒		
	生年月日	年 月 日生	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	電話番号 及び E-mailアドレス			
	親権者連絡先 (住所・関係・氏名・電話番号)	〒		
修学先	学校名 (学部・学科・専攻等)	※修学先、学部、学科、専攻、課程等についてすべて記載してください		
	卒業・修了年月	年 月 卒業・修了		
就職状況	月数	就職先(事業所名)※ 対象産業	所在地	
年 月 日～ 年 月 日			〒 電話	
年 月 日～ 年 月 日			〒 電話	
年 月 日～ 年 月 日			〒 電話	
1. 奨学金名称				
2. 貸与期間		年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで	
3. 貸与総額		円		円
4. 前年度返還額		a 円	b 円	
5. 補助金請求額		円 (a+b: 上限18万円)		
6. 就職奨励金請求額		円		

【添付書類】大学等卒業証明書又は修了証明書の写し(初回のみ)、在職証明書、奨学金返還証明書、住民票謄本の写し、就職先企業の概要を確認できる資料、市町村民税納税証明書

【振込先】

金融機関名		口座種別 (いずれかに○)
支店名		普通・当座
口座名義人 【カタカナ】	漢字使用不可。カタカナ及び英字のみで記載願います。	
口座番号		

注1 振込先確認のため、通帳等の口座名義人(カタカナ)記載部分の写しを添付願います。

注2 口座名義は、補助金申請者と同一となります。

様式第9号（第13条関係）

奨学金返還支援事業補助金交付対象者状況報告書

年 月 日

南相馬市長

南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、
年 月 日現在の状況について次のとおり報告します。

申請者	住所	〒		
	ふりがな 氏名	Ⓜ		
	生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	電話番号 及び E-mailアドレス			
	親権者連絡先 (住所・関係・氏名・電話 番号)	〒		
修学先	学校名 (学部・学科・専攻等)	※修学先、学部、学科、専攻、課程等についてすべて記載してください		
	卒業・修了年月	年 月 卒業・修了		
就職状況	月数	就職先(事業所名) ※対象産業	所在地	
年 月 日～ 年 月 日			〒 電話	
年 月 日～ 年 月 日			〒 電話	
年 月 日～ 年 月 日			〒 電話	
1. 奨学金名称				
2. 貸与期間		年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで	
3. 割賦方法		月賦・年賦・半年賦	月賦・年賦・半年賦	
4. 割賦金・返還期間		円 年	円 年	
5. 貸与総額		円	円	
6. 前々年度までの返還額		円	円	
7. 前年度返還額		円	円	
8. 今年度以降返還額		円	円	

【添付書類】在学証明書又は在職証明書、奨学金貸与証明書又は奨学金返還証明書、
住民票謄本の写し、就職先企業の概要を確認できる資料（初回報告時及び変更があった場合のみ）、
市町村民税納税証明書、その他市長が必要と認める書類